

令和8年第1回広尾町議会臨時会 第1号

令和8年2月18日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 報告第 1号 専決処分の報告について
- 7 議案第 1号 十勝港港湾施設管理条例の一部改正について
- 8 議案第 2号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 9 議案第 3号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘樹	2番 尾矢 利昭
3番 大庭 克彦	4番 雄谷 幸裕
5番 山岸 謙一	6番 松田 健司
7番 志村 國昭	8番 浜野 隆
9番 萬亀山 ちず子	10番 前崎 茂
11番 渡辺 富久馬	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	田 中 靖 章
副 町 長	及 川 隆 之
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 参 事	保 坂 一 也
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭

併 総 務 課 主 幹	北 山	誠
企 画 課 長	鎌 田	慎
企 画 課 長 補 佐	木 下	慶 太
住 民 課 長	柏 崎	弥 香 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 長	山 畑	裕 貴
保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉	大 貴
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 畑	裕 貴
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 畑	裕 貴
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉	大 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦	直 力
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭	力 恵
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭	力 恵
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	舩 田	光 和
豊 似 保 育 所 長	小 村	和 輝
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
農 林 課 長	寺 井	真 真
兼 町 営 牧 場 長	寺 井	真 真
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田	雅 樹
建 設 水 道 課 長	楠 本	直 美
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	楠 本	直 美
港 湾 課 長	安 岡	伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田	圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長	渡 辺	將 人
管 理 課 長 補 佐	三 浦	弘 樹
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 浦	弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中	晃 央
兼 図 書 館 長	村 中	晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中	晃 央

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	大	森	康	雄
事 務 局	長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局	長	白	石	晃	基
事 務 局 次	長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事	補	別	所	龍	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和8年第1回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から承認2件、報告1件、議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山岸謙一議員、10番、前崎茂議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和8年第1回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
初めに、1点目の令和7年度普通交付税の再算定についてであります。
令和7年度の普通交付税額が国の補正予算の成立に伴い再算定され、追加交付額が12月23日に決定いたしましたので、報告をいたします。

追加交付額は1億1,793万5,000円で、これにより令和7年度の総額は37億2,397万1,000円となります。令和6年度の再算定後と比較しますと、1億7,164万7,000円の増、率で4.8%の増となったものであります。

次に、2点目の火災の発生についてであります。

令和7年第6回臨時会以降、1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告をいたします。

2月16日月曜日午後4時20分頃、字茂寄936番地1におきまして、産業廃棄物を保管する小屋の一部及び収容物を焼損する部分焼が発生しております。

火災概要につきましては、焼却小屋の壁1面及び天井の焼損並びに段ボール等の収容物が焼損したものです。

出火原因及び損害額につきましては、現在調査中です。

この火災で職員10名が出動して対応しております。

また、消防団員につきましては、本団5名、広尾分団19名の計24名が参集しましたが、出動対応はありませんでした。

車両は、常備、非常備車両、計4台が出動し、同日午後4時53分に鎮火しております。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

令和7年議案第44号で議決をいただきました公園整備敷地造成工事の変更について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

変更の内容につきましては、2の契約額を1億3,376万円から1億2,426万7,000円とするものでありまして、949万3,000円の減額とするものであります。

専決処分の理由であります。工事内容の変更及び当初積算の精査を行った結果、請負金額に変更が生じたものでありまして、1月末となっている工期内に契約変更を行わなければならない、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたものであります。

処分日につきましては、令和8年1月8日であります。

なお、工期につきましては、令和7年12月18日までとしていたものを令和8年1月30日までに変更しております。

以上、提案説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第5 承認第2号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案は3ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第7号）であります。

4ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

先ほど申し上げました令和7年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてでありまして、別

紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。

1月27日公示、2月8日選挙期日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたものであります。

処分日につきましては、令和8年1月23日であります。

5ページの別紙、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ789万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億6,276万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

6ページをお願いいたします。

歳入の14款3項国庫委託金の追加、歳出の2款4項選挙費の追加であります。

内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、1月23日の衆議院解散を受けまして、1月27日に公示され、2月8日に投開票が行われた第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に当たるために、その事前準備といたしまして業務に早期に着手する必要があったことから、専決処分により予算を措置したものであります。

以上、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第6 報告第1号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案は8ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分の件名は、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてであります。

9ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

令和7年議案第39号で議決をいただきました十勝港第4ふ頭整備工事その1の請負契約の締結について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

変更の内容につきましては、2の契約額を5,907万円から6,029万1,000円とするものでありまして、122万1,000円の増額となっております。

専決処分の理由であります、建設資材の数量の変更があったため、請負金額の変更を行うものであります。

処分日につきましては、令和8年1月23日であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第7 議案第1号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第1号 十勝港港湾施設管理条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第1号 十勝港港湾施設管理条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、本条例で規定する港湾施設の使用料について、本年度、十勝港第4ふ頭に整備したコンテナヤードに新設された冷凍コンセンタの使用料を定めるものであります。

冷凍コンセンタは、農産品等の輸送に必要なリーファーコンテナの内部温度を一定温度に保つための設備であり、その使用料について、40フィートのリーファーコンテナをマイナス18度の冷凍運転で稼働した際の消費電力を北海道電力の1時間当たりの平均電気料単価を用いて算出し、1口ごとに1時間につき140円の使用料に設定したいとするものであります。

なお、使用料の金額につきましては、過日開催されました使用料・手数料等審議会におきまして、原案を了とすることで答申をいただいているところであります。

附則におきまして、本条例は、令和8年4月1日から施行したいとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長補佐のほうから補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

須田港湾課長補佐。

1、港湾課長補佐（須田） それでは、十勝港港湾施設管理条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

電気施設使用料（冷凍コンセント使用料）の追加についてご説明をいたします。

まず、1番、冷凍電源装置の設置目的でございますが、令和6年5月に就航いたしました十勝港と京浜港を結ぶコンテナ船定期航路の維持・発展を目指すため、現在、十勝港第4ふ頭で整備をしておりますコンテナヤードに、冷凍電源装置3基6口を新たに設置いたします。

冷凍電源装置の設置により、冷凍や冷蔵で輸送することが必要なコンテナ貨物としまして農産品・生鮮食品などが想定されますが、それらを出荷する際に使用いたしますリーファーコンテナの内部温度を定温に保つことができるようになるため、昨年3月に産直港湾に認定された十勝港におきましては、新たに農畜産品や乳製品等の輸出拡大が期待できるというものでございます。

続いて、2番目の冷凍電源装置（冷凍コンセント）とリーファーコンテナにつきまして、それぞれ実物の写真を添付してございます。

まず、一番左側の①番が冷凍電源装置本体の写真となります。上のほうに丸いキャップが2つついてありますが、これを開きますと、②番の写真のようにコンセントの部分が露出する形状となっております。

③番の写真は、40フィートサイズ、長さが約12メートルのリーファーコンテナとなります。リーファーコンテナの背面には、コンセントに差し込んで電力供給を受けるためのプラグが格納されております。

④番の写真の左側に写っている丸い形状のものがプラグとなります。プラグの右側の四角いパネルは、コンテナ内部の温度を設定するための機器となります。

続いて、2ページをお願いいたします。

3番、使用料の算定についてご説明をいたします。

まず、前提といたしまして、40フィートのリーファーコンテナを1時間稼働させるときの電気料は、冷却設定温度や外気温、コンテナ機種などの状況によって変わってまいりますので、使用料の算定に当たっては、一般に使用が想定される中で最も電気料が高くなると思われる条件を基としております。

その条件としまして、コンテナ内部の設定温度が冷凍運転でマイナス18度、外気温は約21度、こちらは過去3年の7月から9月の広尾町の平均気温より算出しております。また、コンテナ機種につきましては、十勝港で現在まで複数回使用実績のあるダイキンのLEXシリーズを使用することで計算をしております。

これらの条件から算出された消費電力約6キロワットという結果をベースに、1時間当たりの電気料を算定いたします。消費電力が6キロワット、稼働時間が1時間、さらに電力単価として23.375円を乗じますと電気料は140.25円、端数を切り捨てまして1時間当たりの電気料は140円という算定結果となります。電力単価の23.375円は、高圧受電における北海道電力の1時間当たりの平均電気料を用いた金額となっております。

また、参考といたしまして、下段の部分に北海道内で同様の設備を保有している港湾の1時間当たりの使用料について、まとめてございます。道内では、記載の4港が地方公共団体として冷凍電源装置を保有しておりまして、使用料の額、使用料の名称につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。先ほどの算定結果となりました140円につきましては、他港の料金設定136円から154円の範囲内であり、函館港に次いで安価な料金設定となることから、荷主の皆様にとっては、より利用しやすく、今後の集荷促進についても期待ができるため、十勝港の電気施設使用料（冷凍コンセント使用料）につきましては1口1時間につき140円に設定したく、提案させていただくものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 十勝港港湾施設管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第2号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第2号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,877万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億154万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第4表でお示しするものであります。

12ページをお願いいたします。

事項別明細書（第8号）の3ページも併せてお開きをいただきたいと思います。

補正の歳入であります。

10款1項地方交付税は、先ほど行政報告をさせていただきました追加の交付分の補正であります。

12款1項2目民生費負担金は、養護老人ホーム運営負担金事業費負担金の追加であります。

14款2項1目総務費国庫補助金は、令和7年度国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加であります。

なお、交付金を活用した事業一覧については、議案資料の4ページに掲載をしております。今回追加する事業の内容につきましては、後ほど担当課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、同款同項4目土木費国庫補助金は、令和7年9月に発生した大雨災害において、国から災害復旧事業の内定を受けたことに伴う災害復旧費補助金の追加であります。

15款2項4目農林水産業費道補助金は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の道負担分であります。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金の減額であります。

20款5項2目雑入は、建物災害共済金及び自動車共済金の追加であります。

21款1項1目土木債は、国の災害復旧事業とならなかった事業の財源について、災害復旧債から緊急自然災害防止対策事業債へ振り替えたことによる追加であります。同項4目辺地及び過疎対策事業債は、事業費の確定に伴う整理であります。同じく同項5目補正予算債は、国の補正予算により追加となった港湾直轄整備事業の財源とするものであります。

同じく同項6目災害復旧費は、国庫補助金の追加及び土木債への振替により整理をするものであります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は5ページをお願いいたします。

2款1項3目財務管理費は、追加交付された普通交付税のうち、令和8年度及び9年度の臨時財政対策債の償還財源として交付された額を減債基金に積み立てるものであります。

3款1項3目養護老人ホーム施設費は、入院患者日用品費支給金の追加であります。

5款1項4目畜産業費は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の追加であります。

6款1項7目物価高騰対策緊急支援事業費は、ひろお生活応援地域ポイント推進事業補助金の追加であります。

7款2項1目道路橋りょう維持費は、国の災害復旧事業とならなかった事業について、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施するため、委託料につきましては災害復旧費から振替、工事請負費につきましては新たに追加をするものであります。7款3項港湾費は、国の補正予算により追加となった港湾直轄整備事業の負担金であります。事業の完了が令和8年度であることから、繰越明許費を設定し、令和8年度に繰り越すものであります。

8款1項消防費は、消防車両の修繕料及び消防庁舎車庫オーバースライダーの修繕料の追加であります。

10款災害復旧費は、土木費に振り替えた委託料の整理及び国の災害復旧事業となった工事請負費を追加するものであります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

議案の14ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の追加であります。

港湾直轄事業負担金であります。

第3表は、1件について債務負担行為を追加するものであります。

第4表につきましては、地方債補正の追加及び変更であります。

地方債補正の追加につきましては、港湾直轄整備事業に係る補正予算債であります。

15ページをお願いいたします。

地方債補正の変更であります。

おのおの限度額を変更するとともに、貸付金利の上昇に伴い利率の変更をするものであります。

町債の合計に5,000万円を追加し、6億2,070万円とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、物価高騰対応の臨時交付金を活用した事業について

て説明をいたします。

議案資料の5ページをお願いいたします。

ひろお生活応援地域ポイント推進事業であります。

目的は、物価高騰等による町民の経済的負担の軽減及び地域経済の消費喚起を目的としまして、「サブリ」を活用したポイント発行キャンペーンを実施するものであります。加えて、サブリを導入する事業所の負担軽減を図り、加盟事業所の拡大を推進するものであります。

2として、ポイント発行キャンペーンといたしまして、ポイント30倍セールを実施するものであります。

内容としまして、サブリ加盟店において買物での発行ポイントを通常の30倍で付与します。個人では、お買物の上限として2万円までで、30倍の6,000ポイントが上限となります。

また、ポイント発行が240万円を超える時点で終了といたします。

期間は、記載のと通りの最大21日間となるものであります。

対象はサブリ会員のみとし、さらなる会員増を目指すものであります。

3としまして、サブリ事業所拡大事業といたしましては、令和7年12月1日から令和8年3月31日までに新規加盟した事業所に対しまして組合費の12か月分を助成いたしまして、加盟事業所の負担軽減を図り、加盟事業所の拡大を推進するものであります。

一般会計の事項別明細書（第8号）の5ページをお開き願います。

6款1項7目の18節、ひろお生活応援地域ポイント推進事業補助金の内訳であります。サブリポイントとしまして240万円、労務費として30万円、事業所への助成として18万円、その他経費として12万円、計300万円となるものであります。

以上、説明になります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） それでは、議案資料の5ページで2点ほど質問させていただきます。

240万円のポイント発行ということで、期間が今説明ありました3月21日までということなのですが、3月21日までに240万円が使い切れなければ、3月21日を延長するという考えがあるのかというのが1点。

それと、今、事項別明細のほうで30万円の内訳をお聞きしました。240万円を除いた60万円について、多分この60万円の部分については、ある程度執行していく見込みが予想されると思うのです、労務賃金で。要は不用額、60万円が幾らか不用額が残った場合、ポイントのほうに切り替えて使う

というようなお考えもあるのかな、そういう考えがあるのかどうかということをお尋ねいたします。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 2点において質問をいただきました。

期間の延長に関しましては、状況を見ながら商工協同組合側と検討してまいりたいと思います。最大で3月31日まではあり得るのかなと思いますし、もしかしたら240万円が早期に終わってしまう可能性もありますので、状況を見ながら商工協同組合と協議をしてまいりたいと考えております。

また、240万円に執行残があった場合にポイントを増やしていくのかという考え方は、当初、商工協同組合ともお話ししたのですけれども、そういった考えはありません。ただ、事業所が一応15事業所を想定しておりまして、15事業所を超えて加盟した場合については、その他経費を使って事業所の拡大を目指すということは、商工協同組合と話し合っていました。

以上になります。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 今の説明だと、60万円で、では不用額が出るということになりますよね。せっかく、30倍は今までにないことなので、少しでも町内の消費を拡大すると思えば、不用額で残すのは非常にもったいない話かなと。国の補助金で町の持ち出しゼロなので、少しでも町内の消費を拡大する上でも、不用額を出してしまうというのはいかがなのかなというふうに思いますので、再度ご検討いただければなというふうに思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 再度、商工協同組合側と検討してまいりたいと考えております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第2号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第3号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第3号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,279万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

17ページをお願いいたします。

補正の内容であります。

特別養護老人ホーム建替外構工事が完了したことによる整理であります。

19ページであります。

第2表は、地方債の補正の変更でありまして、限度額を変更するとともに、利率の変更をするものであります。

町債の合計から200万円を減額し、5,260万円とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第3号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和8年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時37分